

## 平成24年度 第2回西宮市都市景観審議会

【平成25年1月28日(月) 15:00～16:15】

\* 会議録等詳細をご覧になりたい方は、情報公開課で公文書公開請求なしに自由に閲覧ができます。

議題第1号	西宮市景観計画の変更について【諮問】 (甲陽園目神山東地区景観重点地区指定 他)
審議結果	原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の指定において、アンケートで反対された方は、本地区の指定区域から外されているのか。 &lt; 当局回答 &gt; まちづくり協議会と調整して、当初から区域設定について反対のあった部分を除外した上で地区を決定し、その地区内の住民を対象にアンケートを配っている。アンケートで反対意見のあった3名の方については、指定の取り組み自体に反対しているわけではなく、その後、まちづくり協議会から再度説明を行い、了解を得ている。</li> <li>・ 重点地区基準の「緑化」が、甲陽園目神山地区よりも本地区の方が若干緩くなっているが、どういう経緯で結論に至ったのか。 &lt; 当局回答 &gt; 本地区の町並みは、甲陽園目神山地区よりも緑量が少ないのが実情であり、検討・協議を重ねて全市基準の間口緑視率10%が適当であるという結論に至っている。ただし、届出の対象は床面積10㎡以上としており、全市基準よりも厳しくなっている。</li> <li>・ 景観形成指針の緑化の項目について、甲陽園目神山地区で記載されている「街角のポイントとなる場所へのシンボルツリーの植樹」というような緑の質の面が記述されていないのはなぜか。 &lt; 当局回答 &gt; 本地区は、宅地の規模などの理由により、シンボルツリーを立てることが難しい実情がある。従って、本地区では、既存の樹木を大切に保全することを指針に記載している。</li> <li>・ 甲陽園目神山地区で、一定の実績が上がったら、将来的には景観重点地区から景観法に基づく景観地区に移行することを研究してもよいと思う。</li> <li>・ 樹木に関して、色々と意見はあるが、それを文面に表示するのではなく、地域の方々にいるいろいろな機会を通じて理解してもらい、その地区にふさわしい緑化のあり方についての意識を持ってもらうことも大切である。</li></ul>

議案第 2 号	<p>都市景観形成建築物の指定および保全計画の設定について【諮問】</p> <p>(松山大学温山記念会館)</p>
審議結果	<p>指定および保全計画についておおむね妥当とし、その旨答申を行う。</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本施設が閉鎖的であり、指定することが不適切ではないかという意見もあるが、それにとらわれずに、このような建築物が存在し続けること自身が、都市景観の形成にとって非常に貴重な資源・財産になるととらえるべきである。</li> <li>・ 本敷地内にある防空壕のように、文化財として指定が難しい建築物以外のものは、付属物として景観形成建築物に指定すればよいと思う。また、建築物の外観・庭についても保全するなど、より幅の広い運用を考えるべきである。</li> <li>・ 景観といえば、建築物を指す場合がほとんどであるが、建築物は失われていたとしても、歴史的な板塀や生垣などが残る場合があり、これらを保全することを検討してもよいと思う。</li> </ul>